

建築基準法施行令第80条の3の技術基準等の運用に係る広島県版取扱

平成 31 年 3 月

広 島 県

(第3版 令和2年1月31日公表)

はじめに

広島県は土砂災害危険個所が全国で最も多いとされ、これまでも平成 11 年 6・29 豪雨災害、平成 26 年の 8.20 土砂災害、平成 30 年 7 月豪雨災害等、たびたび土砂災害に見舞われてきたところです。

建築基準法（以下「法」）に基づく土砂災害に対する建築物の安全対策については、従来、法第 39 条に基づく災害危険区域内の建築制限（広島県建築基準法施行条例（以下「県条例」）第 4 条）や法第 40 条に基づくがけ地付近の建築物（県条例第 4 条の 2）により、住居の用に供する建築物に一定の立地及び構造の制限を行っていましたが、平成 13 年の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」）の施行により、建築基準法施行令（以下「令」）第 80 条の 3 において、土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法が規定されているところです。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に「建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる」区域として指定されるものであり、特に居室を有する建築物は立地を避けることが望ましいものですが、現在、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定は急ピッチで進められており、今後、令第 80 条の 3 に基づいた建築物の設計は、その可否を含め検討する機会が増加していくものと考えられます。

そこでこの度、広島県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が協力し、令第 80 条の 3 の技術基準について、これまでの相談事例等を踏まえた広島県版の取扱集を作成しました。今後、広島県内の確認審査において、法文等で明示されていない部分等の取扱については、原則として本取扱によるものとします。

本取扱が建築物の設計に携わる建築士をはじめ、特定行政庁や指定確認検査機関等において、有効に活用されることにより、令第 80 条の 3 の技術基準の適切な運用に資すれば幸いです。

平成 31 年 3 月 18 日

広島県
広島市
呉市
福山市
三原市
尾道市
東広島市
廿日市市
三次市

広島県内関係指定確認検査機関
広島県内関係指定構造計算適合性判定機関

建築基準法施行令第 80 条の 3 の技術基準等の運用に係る広島県版取扱

目次

1 土砂災害防止法による区域指定の内容や指定外力に関すること

- 1-1 レッド区域における構造規制に適合させるにはどのようにしたら良いのか
- 1-2 レッド区域の図面等への復元方法について
- 1-3 基礎調査調書はどこで閲覧できるのか
- 1-4 土砂災害による力の大きさや高さの根拠資料について
- 1-5 (急傾斜) 建築物位置における土砂災害による力の大きさや高さについて
- 1-6 基礎調査調書の横断面図に区域の範囲が示されていないものがある
- 1-7 (土石流) 隣地との間に高低差がある場合の土石流の高さの取り方について
- 1-8 レッド区域であるが明らかに土石等が到達しないと考えられる場合の取扱について
- 1-9 レッド区域に係る制限の適用日について
- 1-10 (土石流) 上流側敷地で対策済の場合の対策の要否について
- 1-11 「読み取り座標」による区域の復元について

2 建築基準法施行令第 80 条の 3 の技術基準の運用に関すること

- 2-1 木造住宅(四号建築物)の外壁を土砂災害対策のためにRC造とした場合、混構造(三号建築物)として構造計算が必要となるか
- 2-2 構造計算が必要になるのはどのような場合か
- 2-3 増築する場合、既存部分への土砂災害対策は必要か
- 2-4 (急傾斜) 宅地を0.75倍かさ上げして対策不要として良いか
- 2-5 「高基礎」とする場合、仕様規定の壁筋等はその範囲に配筋すれば良いか
- 2-6 (急傾斜) 移動の力による特別警戒区域のみの場合、仕様規定の外壁などの鉄筋量はどのように決定すれば良いか
- 2-7 外壁+控壁構造における控壁の長さはどの程度必要か
- 2-8 外壁の内側が非居室の場合の構造方法について
- 2-9 1階の駐車場や、屋外階段に令第80条の3の対策は必要か
- 2-10 門・塀と外壁を併用して良いか
- 2-11 四号建築物と令第80条の3の門・塀の基礎や控壁を一体化することの是非について
- 2-12 (急傾斜) レッド区域内のがけの中腹に建築する場合の補強方法等について
- 2-13 同一敷地内の別棟の既存建築物により遮蔽される場合、令第80条の3の対象外として良いか
- 2-14 外壁の高さを指定された土石等の高さより低くしても良いか
- 2-15 外壁や門・塀の設計に衝撃力緩和係数を考慮することは可能か

用語の定義

本取扱における用語の意義は、特記があるものを除き、次に掲げるとおりとする。

用語	定義
法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
令	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）
規則	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）
H○建告第○号 H○国交告第○号	建設省告示，国土交通省告示 （例）平成 13 年国土交通省告示第 383 号→H13 国交告第 383 号
建築主事等	建築主事及び指定確認検査機関
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
レッド区域	土砂災害防止法第 9 条により知事が指定する，急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で，一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
イエロー区域	土砂災害防止法第 7 条により知事が指定する，急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で，警戒避難体制を特に整備すべきとされている。
土砂ポータル	http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/ 正式名称「土砂災害ポータルひろしま」。レッド区域，イエロー区域，告示図面，基礎調査結果等を確認できる広島県ホームページ。
基礎調査	警戒区域等指定のため，土砂災害防止法第 4 条第 1 項により知事が溪流や斜面及び土砂災害により被害のおそれがある区域の地形，地質，土地利用状況などについて行う調査。
基礎調査調書	区域の範囲を示した横断面図や座標等，基礎調査の結果をまとめたもの。県では，区域を所管する建設事務所あるいは本庁土砂法指定推進担当で必要に応じて閲覧等に供している。
公示図面	土砂災害防止法第 7 条第 4 項及び同第 9 条第 4 項により，知事がレッド区域，イエロー区域の区域図，土砂災害の種類及びレッド区域については建築物の構造規制に必要な衝撃に関する事項（＝土砂災害の力の大きさ及び高さ）について公示した図面。広島県では，県告示で公示するとともに，土砂ポータルで公表している。

取扱 1-1	レッド区域における構造規制に適合させるには どのようにしたら良いのか
-----------	---------------------------------------

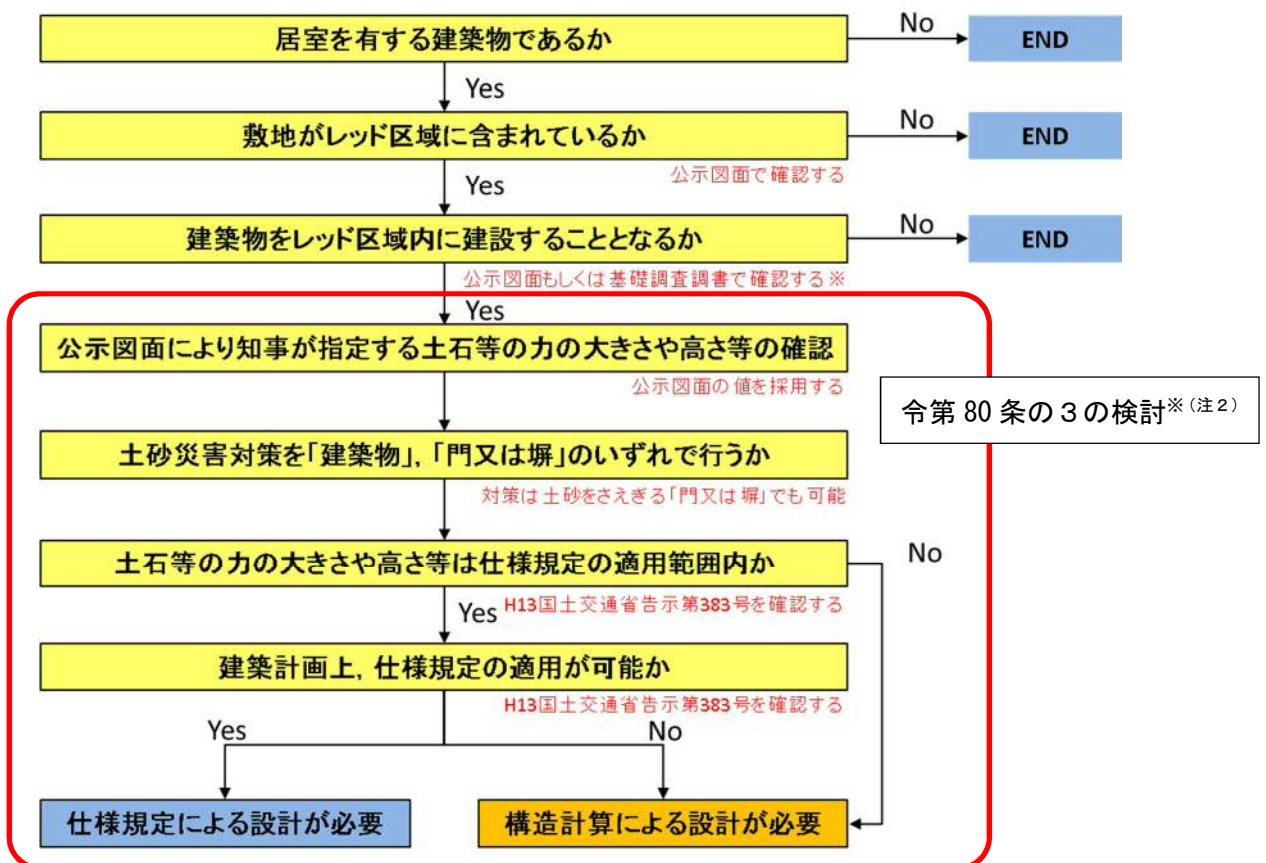
【内容】

予定建築物がレッド区域内にある場合、令第80条の3の規定に適合させる必要があるとのことだが、一連の検討の流れが知りたい。

【取扱】

次のようなフローで検討することとなります。※(注1)

なお、令第80条の3の規定に適合する建築物であっても、関係機関からの避難勧告等、状況に応じて生命の安全を図る行動をとる必要があります。



(注1) 計画内容が特定開発行為に該当する場合は、予定建築物の建築前に許可を受けて対策工事の施工等が必要です。

(参考) 特定開発行為 (土砂災害防止法第10条)

レッド区域内における住宅・宅地分譲等や社会福祉施設等の制限用途の建築物の立地を目的とした土地の区画形質を変更する行為。(許可申請書は市町が受付、許可は県)

制限用途
住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センターその他これらに類する施設、特別支援学校、幼稚園、病院、診療所、助産所

(注2) 敷地の過半が土砂災害特別警戒区域に含まれる場合は、都市計画区域外の四号建築物であっても建築確認申請が必要となります。(土砂災害防止法第25条及び同条により適用される建築基準法第91条)

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)
第二十五条 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

【関係法令等】

令第80条の3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 1－2	レッド区域の図面等への復元方法について
-----------	---------------------

【内容】

レッド区域線を図面等に復元するにはどのようにしたら良いか。

【取扱】

レッド区域線（以下「区域線」）の図面等への復元については、公示図面を基に復元することを原則としますが、広島県建設事務所管理担当課あるいは本庁土砂法指定推進担当で閲覧できる基礎調査調書を参考に復元することができます。基礎調査調書には、区域線の座標管理図表や区域の範囲を示した横断面図が示されており、これらを基に区域線を復元することが可能です。

復元方法としては次のような方法が考えられます。

（区域線の復元方法）

〔原則〕

公示図面を基に、区域線を図面上に復元する方法

〔その他〕

- （１）座標※により区域線を測量図以外の図面上に復元する方法
- （２）横断面図により区域線を図面上に復元する方法
- （３）座標※により区域線を現地に復元・測量し、図面化する方法
- （４）座標※により区域線を既存の測量図上に復元する方法

※基礎調査調書に「読み取り座標」と表記がある場合は、現地の地物等から再現する必要があります。

がけ崩れの場合は、土石等の移動の力によるレッド区域と土石等の堆積の力によるレッド区域が重なって指定されていますが、堆積の力によるレッド区域の境界においては、構造規制に係る土石等の高さが3 μ m程度から0.75 μ mに急減することとなります。このため、公示図面を基にする場合や、（１）、（２）の方法による場合で、堆積のレッド区域線をかかわして建築物を配置しようとする等の場合は、安全の観点から建築物の位置を堆積のレッド区域線から1 μ m程度離し、がけに面する壁には開口部を設けない等の配慮をしてください。（次ページ参照）

区域線の復元は設計者の責任において行っていただくものですが、（３）、（４）等による現地への復元結果と現地状況に明らかな差異がある等、疑義が生じた場合は、建設地の市町を所管する県建設事務所管理担当課あるいは本庁土砂法指定推進担当にご相談ください。（取扱1－3参照）

なお、県建設事務所管理担当課あるいは本庁土砂法指定推進担当は、復元した区域の現地確認や証明等は行っておりません。

(参考) 「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル」 Q&A

問	答
警戒区域においては構造制限がないため、特別警戒区域をぎりぎりかわした警戒区域において、土石等が流下してくる位置に開口部を設けることは法令上可能となっています。特別警戒区域が、平 13 国交告第 332 号により、通常の建築物が土石等の力等に対して住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生ずる区域として指定されていることを踏まえると、推奨事項になりますが、警戒区域においても特別警戒区域との位置関係によっては、土石等が流下してくる位置に開口部を設けないことが望ましい、と考えますがいかがでしょうか。	警戒区域には建築基準法において通常の基準に上乗せした規定は設けられていませんが、土砂災害のリスクを考慮して設計することが望ましいです。設計にあたっては、本マニュアルを参考にすることが可能です。

【関係法令等】

土砂災害防止法第 4 条第 2 項（基礎調査結果の公表）

「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル質問回答集」（2019 年 11 月 14 日版）No.16

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

令和 2 年 1 月 24 日追記

取扱 1-3	基礎調査調書はどこで閲覧できるのか
-----------	--------------------------

【内容】

設計にあたり，区域線の復元やレッド区域の範囲を確認したいが，基礎調査調書はどこで閲覧できるのか。

【取扱】

市町毎に次の県建設事務所の管理担当課あるいは本庁土砂法指定推進担当で確認できます。

なお，基礎調査調書は，区域線の復元やレッド区域の範囲の確認に限って利用できる参考図書です。設計に使用する土石等の力の大きさ等は，必ず土砂ポータル等で取得できる公示図面の値を使用してください。(基礎調査調書様式-5の数値は使えません。)

(基礎調査調書の閲覧等が行える場所)

担当建設事務所（支所）担当部署		管轄市町	連絡先
広島県土木建築局土砂法指定推進担当		全域	082-513-3945 (直通)
広島県西部建設事務所	管理第一課	広島市（中区，東区，西区，南区，安芸区），江田島市，安芸郡（府中町，海田町，熊野町，坂町）	082-250-8150 (直通)
	管理第二課	広島市（安佐南区，安佐北区，佐伯区），安芸高田市	082-250-8157 (直通)
広島県西部建設事務所呉支所 管理課		呉市	0823-22-5400 (代表)
広島県西部建設事務所廿日市支所 管理用地課		大竹市，廿日市市	0829-32-1141 (代表)
広島県西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課		山県郡(安芸太田町，北広島町)	0826-22-0541 (代表)
広島県西部建設事務所東広島支所 管理課		東広島市，竹原市，豊田郡大崎上島町	082-422-6911 (代表)
広島県東部建設事務所 管理課		福山市，府中市，神石郡神石高原町	084-921-1311 (代表)
広島県東部建設事務所三原支所 管理課		三原市，尾道市，世羅郡世羅町	0848-64-2322 (代表)
広島県北部建設事務所 管理課		三次市	0824-63-5181 (代表)
広島県北部建設事務所庄原支所 管理用地課		庄原市	0824-72-2015 (代表)

【関係法令等】

土砂災害防止法第4条第2項（基礎調査結果の公表）

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 1-4	土砂災害による力の大きさや高さの根拠資料について
-----------	--------------------------

【内容】

令第80条の3の設計に使用する土砂災害による力の大きさや高さの根拠資料は何か。

【取扱】

土砂ポータル「公表・指定の履歴」等から取得できる公示図面となります。設計にあたっては必ずここに記載された力の大きさ及び高さを採用してください。

なお、基礎調査調書中、「様式-5 著しい危害のおそれのある土地等の設定資料」に法尻から1m間隔毎に土石等の力や高さが記載されていますが、この値は、レッド区域の範囲を決定するための検討数値であり、令第80条の3の設計には使用できませんので、注意してください。

【関係法令等】

土砂災害防止法第9条第2項、同令第4条（レッド区域の指定）
令第80条の3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 1-5	(急傾斜) 建築物位置における土砂災害による力の大きさや高さについて
-----------	---

【内容】

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の場合、土砂ポータル等から取得した公示図面には、狭い範囲に複数の区分線が引かれ、さらに土砂災害の力の大きさや高さも①移動の場合、②堆積の場合の2ケースについて、それぞれ最大2つの値が記載されている場合があり、非常に複雑なものとなっているが、どの値を採用したら良いのか。

【取扱】

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の場合、土砂災害防止法では、①がけの崩壊により流下してくる土石等の力（＝移動の力）及び②流下してきた土石等が堆積することによる土圧（＝堆積の力）の2種類の力が指定されることとなります。

一般に、②の堆積土により特別警戒区域となる範囲は法尻から数mの範囲となりますが、①の移動の力による特別警戒区域はより広い範囲に及びます。このため、法尻に近い位置では、移動の力、堆積の力の両方に対する安全検討が必要となりますが、法尻からある程度離れ、堆積の力が指定されていない特別警戒区域では、移動の力に対してのみ安全検討をすることになります。

公示図面では1/2500の地図上に区域を表示することとなっていますが、この図で分かり難い場合は、基礎調査調書の「様式—4」（横断面図）により移動の力及び堆積の力による特別警戒区域の範囲を判別することができます。
（次ページの例を参照してください。）

【関係法令等】

土砂災害防止法第9条第2項、同令第4条（レッド区域の指定）
令第80条の3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

【履歴】

平成31年1月25日決定

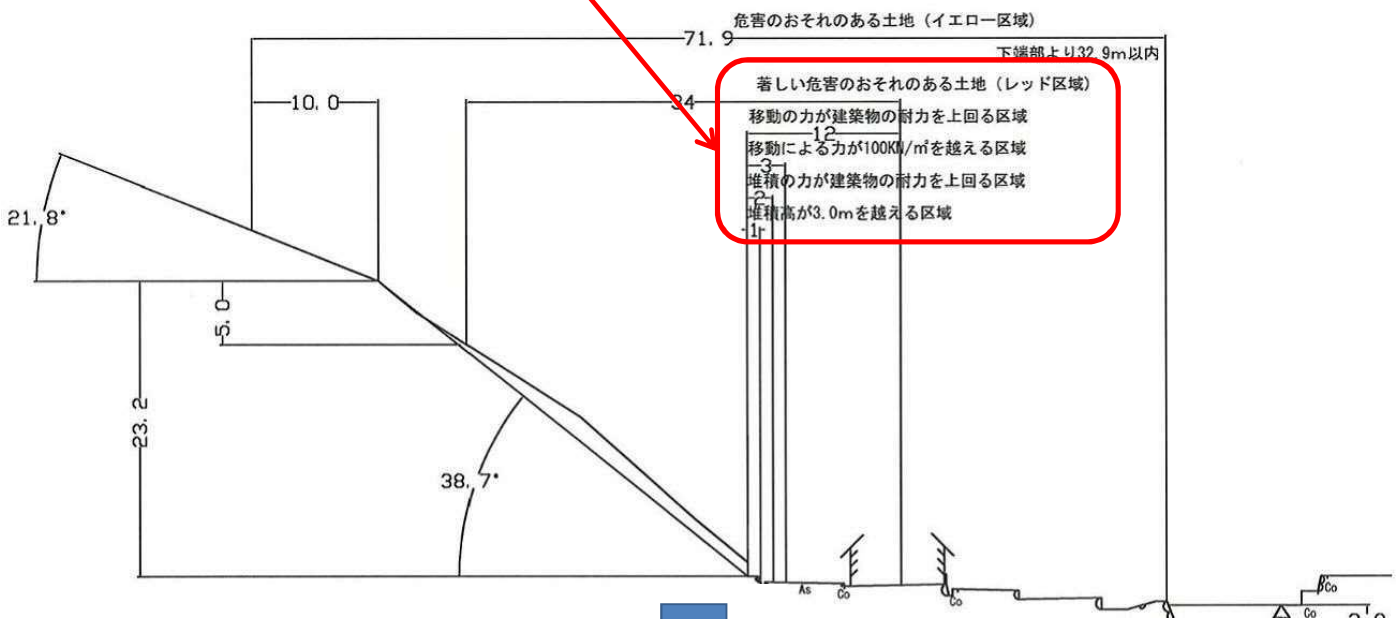
■ 指定外力と横断面図による適用外力の例)

(公示図面における指定外力)

力の区分		知事の 指定する値
移動による 力の最大値	移動による力が 100kN/m ² を 上回る区域 (kN/m ²)	135.5
	移動高 (m)	0.75
	移動による力が 100kN/m ² 以下の区域 (kN/m ²)	96.0
	移動高 (m)	0.75
堆積による 力の最大値	堆積高が 3 m を上回る 区域 (kN/m ²)	17.2
	堆積高 (m)	3.4
	堆積高が 3 m 以下の区 域 (kN/m ²)	13.6
	堆積高 (m)	2.7

(基礎調査調書「様式—4」の横断面図)

移動のレッド区域＝法尻から 12 メートルの範囲（うち、法尻から 3 メートルまでが移動の力が 100kN/m²を越える区域）
堆積のレッド区域＝法尻から 2 メートルの範囲（うち、法尻から 1 メートルまでが堆積高が 3 m を超える区域）



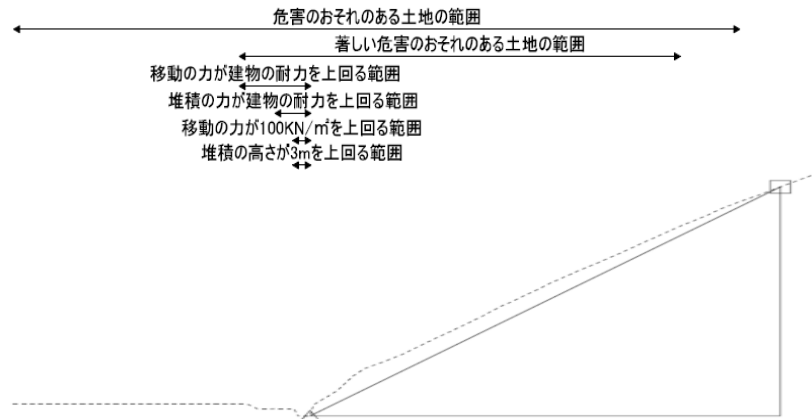
法尻からの距離→		0～1 メートル	1～2 メートル	2～3 メートル	3～12 メートル
土石等 の移動	力の大きさ (kN/m ²)	135.5	135.5	135.5	96.0
	力の作用する高さ (m)	0.75	0.75	0.75	0.75
土石等 の堆積	力の大きさ (kN/m ²)	17.2	13.6	(指定なし)	(指定なし)
	堆積する高さ (m)	3.4	2.7	(指定なし)	(指定なし)

※ 実際の建築物は、複数の横断面にまたがっているか又はその間に存在することから、設計用の外力は図面上に復元した区域線と複数の横断面を相互に参照しながら判断する必要があります。

取扱 1-6	基礎調査調書の横断面図に区域の範囲が示されていないものがある
-----------	---------------------------------------

【内容】

下図のように基礎調査調書の横断面図にレッド区域の範囲の凡例はあるが、法尻からの距離が記載されていないものがある。



【取扱】

平成 28 年度前後の基礎調査調書は、作成に使用したプログラムの仕様上、法尻からの距離等のレッド区域の範囲を示す数値が記載されていないものがあります。

このような場合は、基礎調査調書の「様式—5 著しい危害のおそれのある土地等の設定資料」の「移動、堆積による力の算出表」（下記例）からレッド区域の範囲を確認してください。

上段が移動の力による特別警戒区域、下段が堆積の力による特別警戒区域の判定（法尻から1m毎の土石等の力を算出し、建物の耐力と比較し、建物耐力を上回る範囲（＝特別警戒区域）を表示している。

移動、堆積による力の算出			斜面下端部からの距離 X (m)																
測点	断面状況 (m)	区域範囲 (m)	区域細分 Fsm>100kN の範囲 (m)	X=0	X=1	X=2	X=3	X=4	X=5	X=6	X=7	X=8	X=9	X=10	X=11	X=12	X=13	X=14	X=15
				Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm	Fsm
	高さ	警戒区域		Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)	Fsa, (h)
8a	29.6	※15.5	3	139.7	124.3	109.9	96.5	84.1	72.6	62.0	52.0	42.8	34.3	26.3	18.9	12.1	5.7	0.7	
	73.3		3	27.5(5.4)	21.9(4.3)	17.1(3.4)	13.3(2.8)	10.5(2.1)	8.7(9.2)										

【上段】移動の力による特別警戒区域（法尻から12m）
 【下段】堆積の力による特別警戒区域（法尻から4m）

【上段】移動による力が100kN/mを上回る区域（＝法尻から3m）
 【下段】堆積高が3mを上回る区域（＝法尻から3m）

なお、実際の建築物は、複数の横断面にまたがっているか又はその間に存在することから、設計用の外力は図面上に復元した区域線と複数の横断面を相互に参照しながら判断する必要があります。

【関係法令等】

土砂災害防止法第4条第2項（基礎調査結果の公表）
同第9条第4項（レッド区域の指定の公示）

【履歴】

平成31年1月25日決定

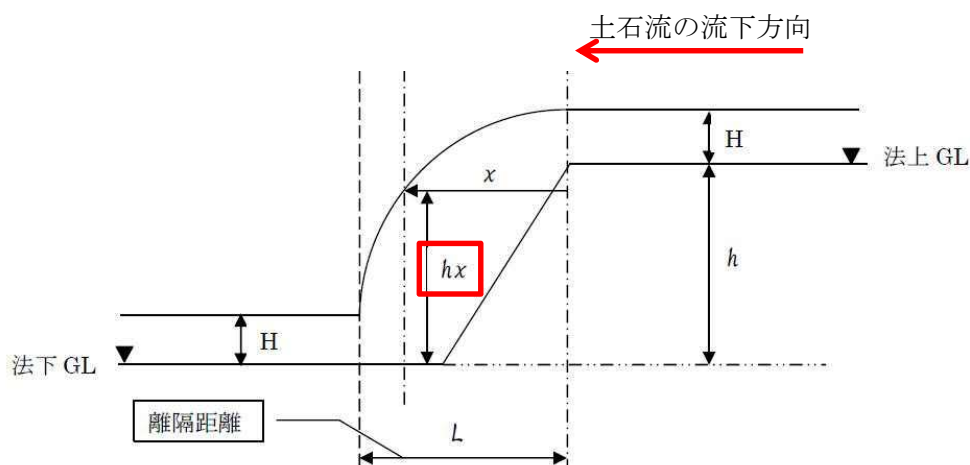
取扱 1-7	(土石流) 隣地との間に高低差がある場合の土石流の高さの取り方について
-----------	-------------------------------------

【内容】

土石流の高さが決まっているが、隣地との間に高低差がある場合、高さは県の示した値どおりとして良いか。

【取扱】

レッド区域における土石等の高さは建築物の外壁面等が接する地盤が原則となりますが、隣地との間に高低差がある場合は、土石流の流速に応じ、一定の離隔距離を置いて隣地側に落下するものと考えられますので、その場合の土石流の高さについては、次の離隔距離 L の範囲においては、 hx としてください。(8.20 土砂災害で同様の現象が確認されています。)



$$h = \frac{1}{2}gt^2 \text{ より } t = \sqrt{\frac{2h}{g}} \quad \text{ここで } g = 9.8\text{m/sec} \text{ (重力加速度)} \Rightarrow L = U \cdot t = U \sqrt{\frac{2h}{g}}$$

※法上からの任意の位置 x における、高さ hx は、次のように求められる。

$$tx = \frac{x}{U}$$

$$hx = h + H - \frac{1}{2}gtx^2$$

U : 基礎調査調書「様式-6 (土) 著しい危害のおそれのある土地の設定資料」における土石流の流速 (m/sec)

【関係法令等】

土砂災害防止法第 4 条第 2 項 (基礎調査結果の公表)
令第 80 条の 3 (レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法)

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 1-8	レッド区域であるが明らかに土石等が到達しないと考えられる場合の取扱について
-----------	---------------------------------------

【内容】

レッド区域に指定されているが、宅地の状況から明らかに土砂などが到達しないと考えられる場合であっても令第80条の3の基準に適合する必要があるか。

【取扱】

土砂災害防止法の区域指定基準では、護岸高が1.5m以上ある河川がある場合における移動の力等、明らかに土石等の力が作用しない範囲は、レッド区域に指定しないこととなっています。

ただし、民有地については区域指定後の盛土、切土等の改変の可能性があるため、1.5m以上の高低差がある場合であっても評価せず、計算上、土石等の力の大きさがレッド区域に相当する場合はレッド区域として指定されます。

移動の力のみが作用するレッド区域に入っているが、法尻との高低差が1.5m以上ある等、敷地の状況により明らかに指定された外力が作用しないと考えられる場合は、レッド区域であっても対策は不要となりますので、建築主事等にご相談ください。

【関係法令等】

令第80条の3（「衝撃が作用すると想定される部分に限る」）

建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版 P.316

【履歴】

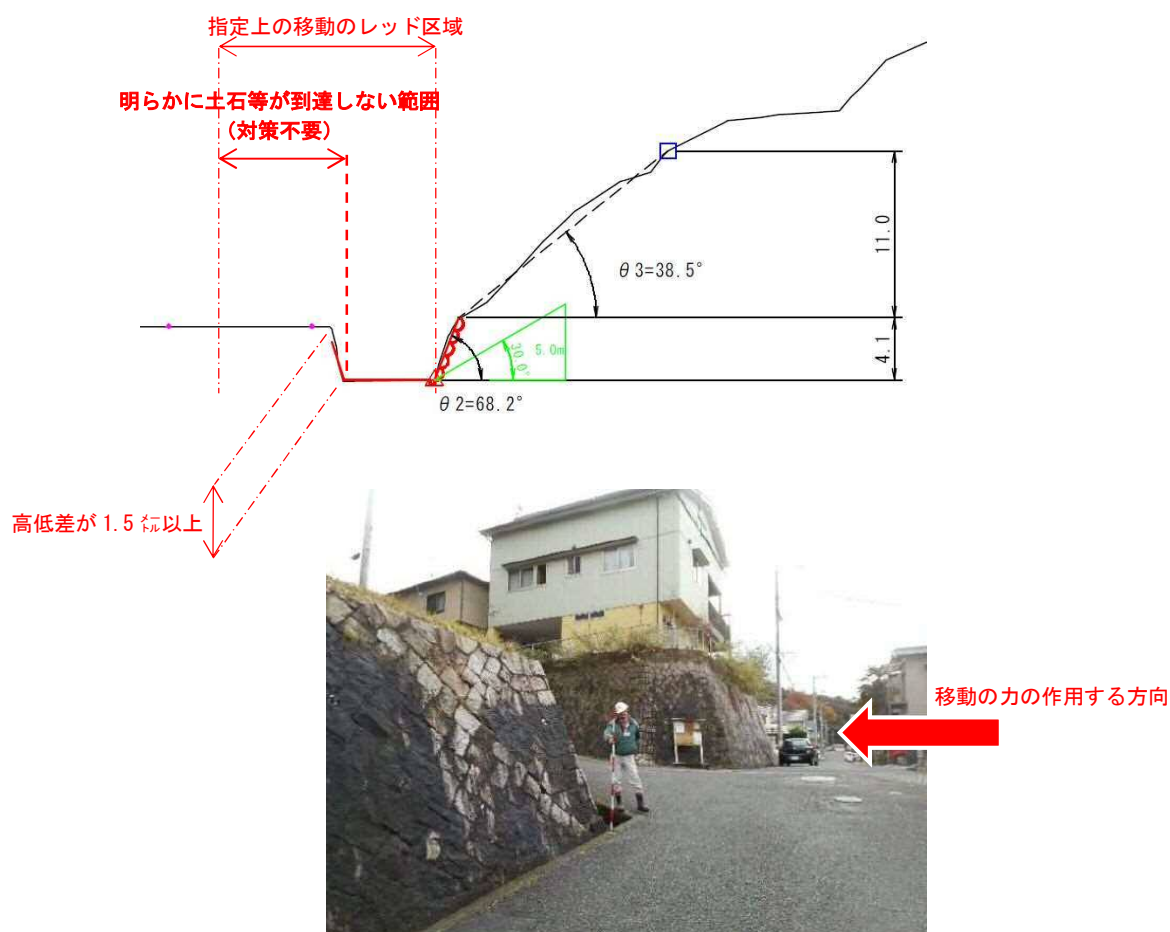
平成31年1月25日決定

【敷地の状況により明らかに土石等が到達しないと考えられる例】

(公示図面)



(基礎調査調書の横断面図及び現地写真) ※朱書・朱線部分は注釈



取扱 1-9	レッド区域に係る制限の適用日について
-----------	--------------------

【内容】

土砂ポータルでの区域指定の公表・指定の履歴欄で、「指定前区域の公開」や「新規告示（広島県告示第〇〇号）」の記載があるが、令第 80 条の 3 の対策が法的に求められるのはいつからか。

【取扱】

令第 80 条の 3 の対策が法的に必要なのは、区域指定日からとなります。区域指定日は、知事が告示した日ですので、土砂ポータルの公表・指定の履歴欄にある「新規告示」の年月日からとなります。

土砂災害ポータルひろしま

河川浸水想定 | 高潮浸水想定 | 津波浸水想定

ホーム | 土砂災害警戒区域等 | GISデータダウンロード | 土砂災害警戒情報 | 危険度情報 | 防災Web | 解説 | よくある質問 | 印刷 | URLの転送お問い合わせ

▼ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の情報

自然現象	土石流
区域番号	I-1-9-283a
区域名	落合川(283a)
状態	指定済
告示番号	広島県告示第606号
告示年	平成28年10月06日
告示種別	新規
告示番号	広島県告示第606号
告示年	平成28年10月06日
告示種別	新規
事務所	西部建設事務所
郡	
市	広島市
区町	安佐北区
字	落合南町
警戒区域平面図	表示
備考	自然現象：土石流危険渓流 箇所番号：I-1-9-283 箇所名：落合川

▼ 公表・指定の履歴

年月日	概要	PDF
平成28年10月06日	新規告示（広島県告示第606号）	表示
平成28年05月27日	指定前区域の公開	表示

選択した警戒区域等

告示日 = レッド区域の制限適用日

なお、住民等に土砂災害の危険性を認識していただくため、基礎調査結果は調査終了後遅滞なく公表することとなっており、「指定前区域の公開」では、区域指定の内容が事前公表されるものとなっています。

このことを踏まえ、建築主事等は、建築相談や建築確認の申請の際に、基礎調査結果が公表された土地に建築を行う建築主や建築士の方に対し、区域指定された場合と同等の補強を行うことや、避難の備えを行うことを勧めています。

基礎調査結果の公表後、半年程度で正式指定されるため、この間に補強を行わずに建築した場合、指定後は既存不適格となってしまいます。このような場合は、建築主の方等とご相談いただき、補強を行うことをご検討ください。（なお、自然現象の種類が「急傾斜地の崩壊」（土砂ポータルでは「がけ崩れ」）の場合は、指定前であれば県条例第4条の2等の対象となります。）

【関係法令等】

土砂災害防止法第4条第2項（基礎調査結果の公表）
土砂災害防止法第9条第4項（レッド区域の指定の公示）
法第3条第2項（既存不適格建築物）

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 1-10	(土石流) 上流側敷地で対策済の場合の対策の要否について
------------	-------------------------------------

【内容】

敷地が土石流のレッド区域に入っているが、上流側の敷地で令第 80 条の 3 の対策がされており、当該対策により土石流から敷地が遮蔽されている。その場合でも、敷地として令第 80 条の 3 に適合する必要があるか。

【取扱】

建築基準法では、敷地単位で法への適合性を満足する必要があるため、土石流の上流側で対策がされていても、敷地として令第 80 条の 3 に適合する必要があります。

なお、予定建築物が同じ敷地内の別棟の既存建築物等によって土石流から遮蔽されており、当該既存建築物が土石流によって破壊されない構造を有している等の場合は、予定建築物に明らかに土石流が作用しないことになるので、令第 80 条の 3 への適合は不要とできる場合がありますので、建築主事等にご相談ください。

【関係法令等】

令第 80 条の 3 (レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法)

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 1-11	「読み取り座標」による区域の復元について
------------	----------------------

【内容】

基礎調査調書に座標管理図表（様式6）がなく、代わりに「特別警戒区域読み取り座標表（システムによる）」が載っているものがあるが、違いは何か。

【取扱】

基礎調査調書における特別警戒区域等の座標管理は、平成28年度以降は「読み取り座標」によることとなっています。この場合、座標の復元は、「著しい危害のおそれのある土地の設定資料」として、当該座標の現地の地物との位置関係が示されていますので、これと併せて用いることにより、区域の復元を行うことができます。

（読み取り座標による基礎調査調書の表紙（例））

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-1-6282-1
箇所名	鯛尾28(6282-1)
所在地	安芸郡坂町
施工番号	27810-2015-0424
基礎調査担当会社名	株式会社広測コンサルタント

様式目録

- 様式-1(急)平面図
- 様式-2(急)基礎調査調書(1/4)
- 様式-2(急)基礎調査調書(2/4)
- 様式-2(急)基礎調査調書(3/4)
- 様式-2(急)基礎調査調書(4/4)
- 様式-3(急)上・下編組(座標管理)・横断測線位置図
- 様式-4(急)横断面図
- 様式-5(急)著しい危害のおそれのある土地等の設定資料
- 様式-6(急)座標管理図表
- 様式-7(急)点の記

参考-1(急)上・下編位置読み取り座標表(システムによる)

参考-2(急)警戒区域読み取り座標表(システムによる)

参考-3(急)特別警戒区域読み取り座標表(システムによる)

読み取り座標によることの表示

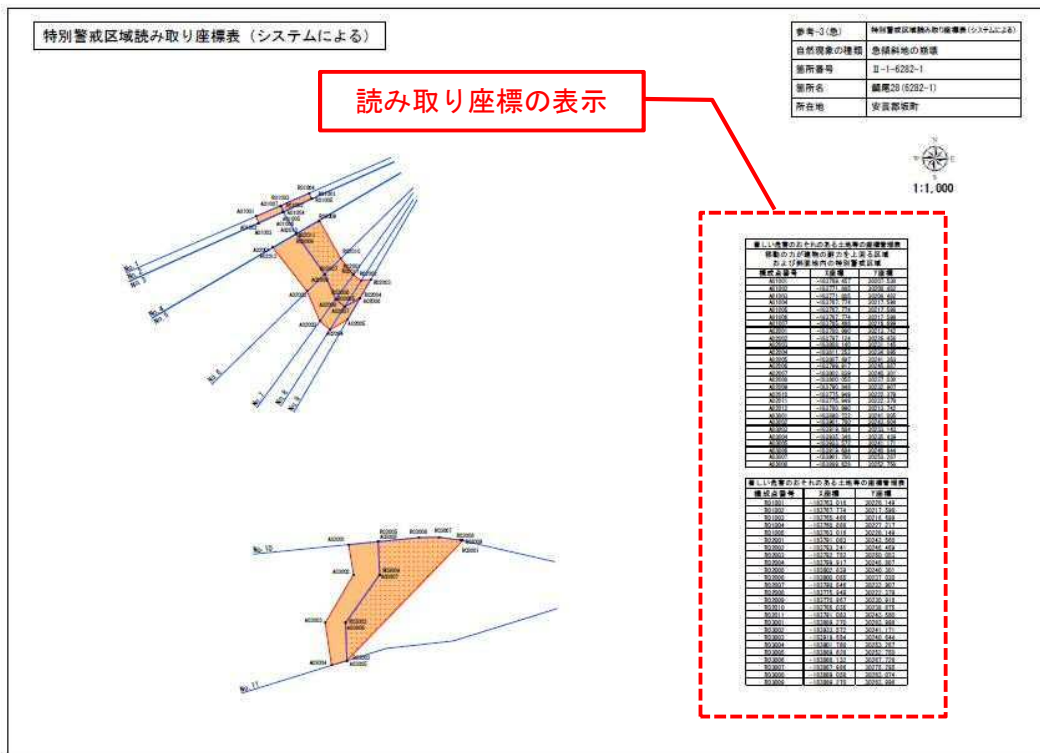
【関係法令等】

土砂災害防止法第4条第2項（基礎調査結果の公表）

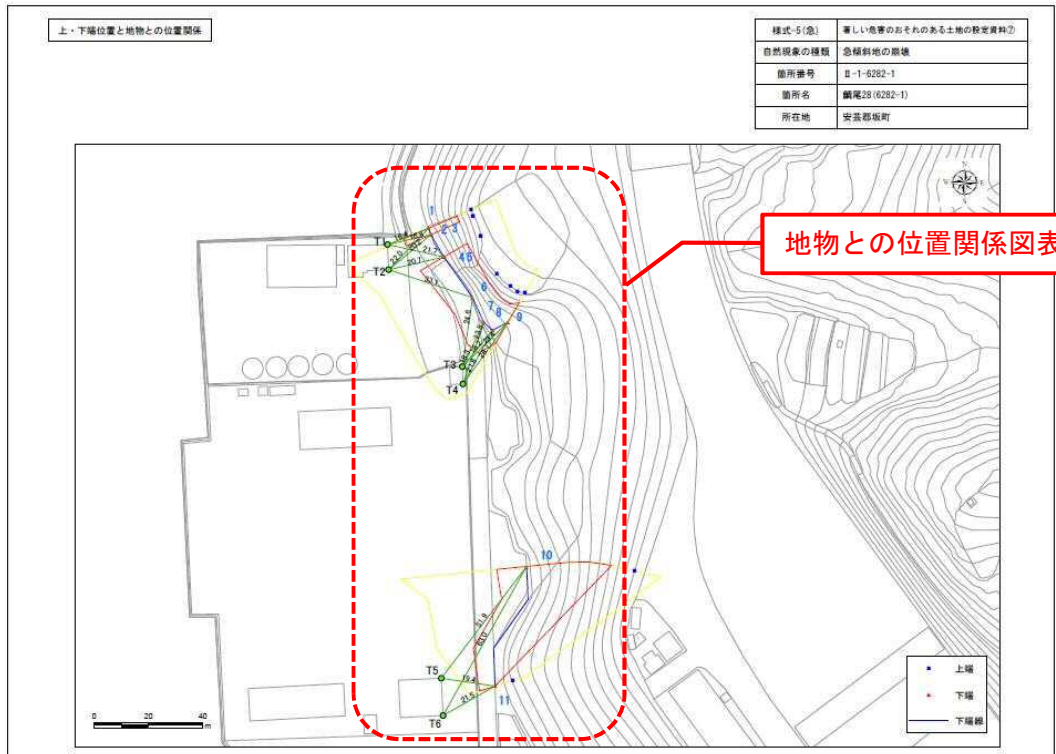
【履歴】

平成31年3月18日決定

(参考)「読み取り座標」を示した基礎調査調書の例
(読み取り座標を示した資料)



(読み取り座標に対する現地の地物との位置関係を示した資料)



取扱 2-1	木造住宅（四号建築物）の外壁を土砂災害対策のためにRC造とした場合、混構造（三号建築物）として構造計算が必要となるか
-----------	---

【内容】

レッド区域内の木造の四号建築物について、外壁の一部を土砂災害対策のためにRC造とした場合、混構造（三号建築物）となり、構造計算が必要となるか。

【取扱】

木造の四号建築物等において、土砂災害に抵抗するためにRC造とした外壁等の部分が、木造部分とは構造的に分かれており、土砂災害による土圧等にのみ抵抗するものとなっている場合は、四号建築物として取り扱います。（急傾斜地の崩壊による移動の力のみが作用する場合に、いわゆる「高基礎」とした部分で土圧を受け、当該「高基礎」の上に木造の軸組を設ける場合も含まれます。）

【関係法令等】

法第6条第1項（建築確認申請）

2015年版建築物の構造関係技術基準解説書 P.448

建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版 P.323

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 2-2	構造計算が必要になるのはどのような場合か
-----------	-----------------------------

【内容】

土砂災害対策で構造計算が必要になるのはどのような場合か(仕様規定が適用できるのはどのような場合か)。

【取扱】

構造計算が必要になるのは次の2ケースが考えられます。

- (1) 土石等の力の大きさや高さが国の定める値以上の場合
- (2) 仕様規定では建築計画が成り立たない場合

(1)の土石等の大きさや高さで、構造計算が必要な場合は、次のいずれかに該当する場合です。

(急傾斜地の崩壊)

- ① 土石等の移動による最大の力の大きさが 100kN/m^2 を超える場合
- ② 土石等の移動による最大の力の大きさが 50kN/m^2 をこえ、かつ、その土石の高さが 1.0m を超える場合 (※広島県では該当なし)
- ③ 移動する土石等の高さが 2.0m を超える場合 (※広島県では該当なし)
- ④ 堆積する土石等の高さが 5.0m を超える場合

(土石流)

- ① 土石流による最大の力の大きさが 100kN/m^2 を超える場合
- ② 土石流による最大の力の大きさが 50kN/m^2 を超え、かつ、その高さが 1.0m を超える場合
- ③ 土石流の高さが 2.0m を超える場合

(地滑り)

- ① 地滑りに伴って生じた土石等の高さが 1.1m を超える場合

(2)の建築計画、仕様規定が適用できない場合としては、例えば仕様規定では土圧を受ける外壁を支える控壁の間隔が 4m 以下となっており、土圧を受ける外壁の内側にこの控壁間隔を超える部屋等を設ける場合は、仕様規定が適用できないこととなります。

【関係法令等】

平成 13 年国土交通省告示第 383 号第 2, 第 3 及び第 4
建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018 年版 P.325,326

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 2-3	増築する場合，既存部分への土砂災害対策が必要か
-----------	-------------------------

【内容】

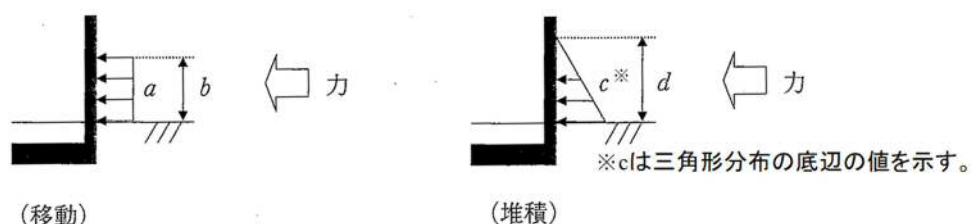
既存部分が令第 80 条の 3 に適合していない建築物に増築する場合，既存部分は令第 80 条の 3 に適合させる必要があるか。

【取扱】

法上，増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時の延べ面積の 1/20 かつ 50 m² 以内の場合（以下「小規模増築」）は，令第 80 条の 3 の規定への適合は要しないこととなっています。（※既存部分の危険性が增大しない場合に限る。）

また，上記以外の規模で増築改築する場合についても，基礎補強を行う木造四号建築物等（次ページ図「第二号ロ」）を除き，令第 80 条の 3 の規定への適合は要しないこととなっていますが，令第 82 条第一号から第三号の構造計算を行う必要があり，土石等の堆積による力を考慮する必要があります。その際の外力は，レッド区域の指定外力を参考に採用することが考えられます。また，構造計算の方法は，「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル」（（一財）日本建築防災協会）が参考になります。

（指定外力による構造計算用外力の採用方法）



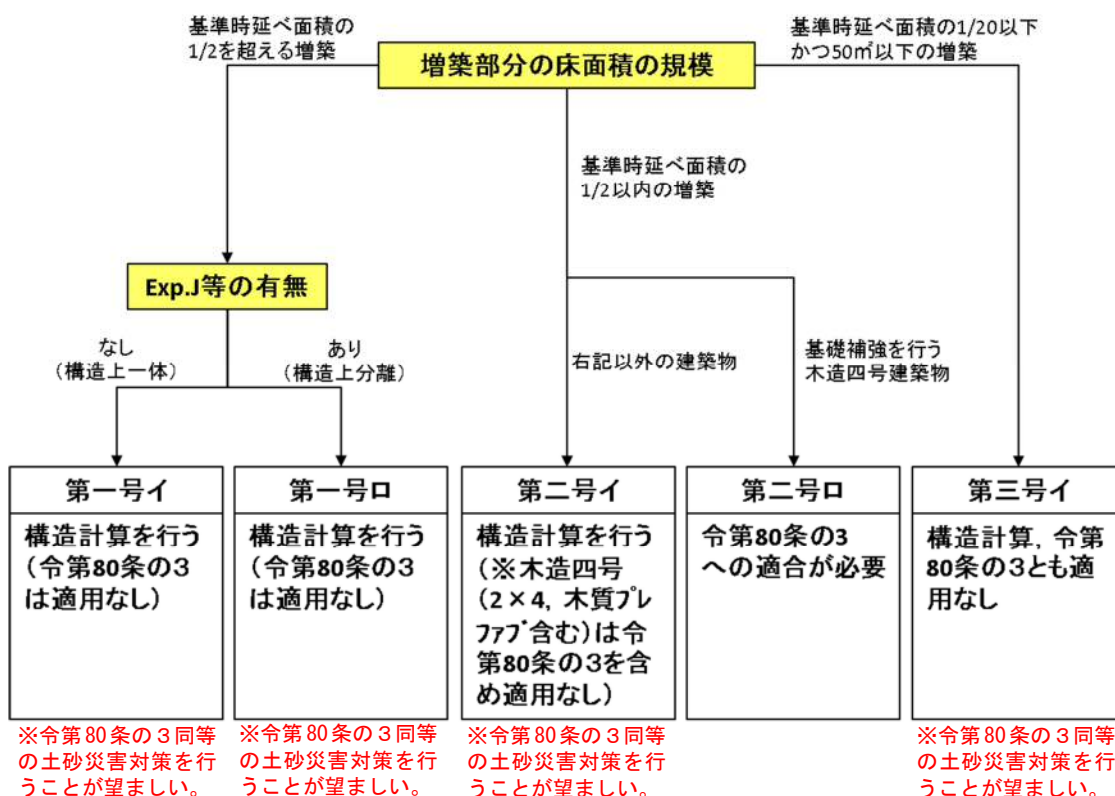
- a 土石等の移動による最大の力（衝撃力）
 - b 移動する土石等の高さ
 - c 土石等の堆積による土圧力
 - d 堆積する土石等の高さ
- （建築構造審査・検査要領－実務編 審査マニュアル－ 2018年版P.327より引用）

上記いずれの場合も，同等以上の検討として，設計者判断により H13 国交告第 383 号に規定する構造計算による検討を行うことが望ましいことに留意してください。（木造の四号建築物については，基準時の延べ面積の 1/2 以下の増改築の場合，令第 82 条第一号から第三号の適用はありません（次ページ「第二号イ」）が，同様です。）

なお、この既存の建築物に対する制限の緩和を受ける増築は、構造関係規定については増築部分を含め、確認の特例（＝四号特例）の適用はありません。

（増築の際の既存不適格建築物への令第80条の3等の適用）

※フローの各号数等は、令第137条の2の号数等を示す。



【関係法令等】

第86条の7第1項（既存不適格建築物に対する制限の緩和）

令第137条の2（同構造耐力関係令）

H17国交告第566号（同構造耐力関係告示）

建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版 P.68~89, 319~320 及び 322~323

「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル質問回答集」（2019年11月14日版）No.6

【履歴】

令和2年1月24日決定

取扱 2-4	(急傾斜) 宅地を 0.75 ㍓かさ上げして対策不要 として良いか
-----------	--------------------------------------

【内容】

急傾斜地の崩壊によるレッド区域で、建築場所は移動による力のみ指定されており、その高さは0.75 ㍓である。よって、宅地を0.75 ㍓かさ上げすることにより、建築物への対策は不要として良いか。

【取扱】

広島県のレッド区域の指定基準上、急傾斜地の崩壊による土石等の移動高さは0.75 ㍓ですが、ここで、当該移動の土石等が明らかに到達しない土地の基準は、高低差1.5 ㍓以上としています。

このため、宅地を0.75 ㍓かさ上げしただけでは、レッド区域の指定上は、建築物に土石等が明らかに到達しないとは言えないので、指定外力に対する対策は必要となります。(1.5 ㍓以上かさ上げする場合は、対策は不要とすることができます。)

なお、レッド区域の指定後に切土・盛土が行われ、地盤面の高さ等が告示図書と異なる場合には、建設地の市町を所管する県建設事務所の管理担当課あるいは本庁土砂法指定推進担当に取扱をご確認ください。

【関係法令等】

土砂災害防止法第9条第2項（レッド区域の指定の告示）
建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版 P.316, 323

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 2-5	「高基礎」とする場合、仕様規定の壁筋等はその範囲に配筋すれば良いか
-----------	--

【内容】

急傾斜地の崩壊による移動の土石等の力のみ作用する特別警戒区域等のように、土石等の高さが低いので、土石等の力に抵抗する部分を「高基礎」として設計したい。仕様規定による場合は、壁や控壁の配筋が必要となるが、「高基礎」のどの範囲まで配筋する必要があるか。

【取扱】

仕様規定の外壁+控壁構造による場合は、土圧に抵抗する部分（一般的には地盤面より上の部分）を壁や控壁とみなして必要な壁筋等を配筋してください。（基礎の立上り部分が土圧に抵抗すると考えられる場合は、外壁の規定も満足する必要があります。）

また、当該壁筋等については、令第73条並びに日本建築学会の鉄筋コンクリート造配筋指針等に基づき適切な定着長を確保することが必要です。

【関係法令等】

令第38条（基礎の構造方法）

H12年建告第1347号第3項、第4項等（同告示）

令第80条の3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

H13年国交告第383号第2、第3、第4各第1号イ（外壁+控壁構造）

「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル質問回答集」（2009年11月14日版）No.9

【履歴】

令和2年1月24日決定

取扱 2-6	(急傾斜) 移動の力によるレッド区域のみの場合、仕様規定の外壁などの鉄筋量はどのように決定すれば良いか
-----------	---

【内容】

急傾斜地の崩壊によるレッド区域で、建築場所は移動による力のみ指定されている。ここで、仕様規定により設計する場合、外壁等の鉄筋量は告示表のどの部分を採用すれば良いか。

【取扱】

急傾斜地の崩壊によるレッド区域で、移動による力のみ指定がある場合 (= 堆積の力は指定されていない場合)、H13 国交告第 383 号第 2 第 1 号表の適用は、「急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ」欄は「1.0 以下の場合」を採用し、 w (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力の大きさの値) は 0kN/m^2 としてください。(次ページの計算例参照)

【関係法令等】

令第 80 条の 3 (レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法)
H13 国交告第 383 号第 2 第 1 号表 (急傾斜の壁+控壁構造の壁の鉄筋量表)

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 2-7	外壁＋控壁構造における控壁の長さほどの程度必要か
-----------	---------------------------------

【内容】

仕様規定の外壁＋控壁構造では、控壁の長さによって控壁と外壁の接続部分等に配筋する縦筋量が決まるが、最低長さはどの程度必要か。

【取扱】

法上、控壁の最低長さの規定はありませんが、「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説」((一社)日本建築学会)より、原則として実長は45cm以上で、かつ同一の実長を有する部分の高さの30%以上確保してください。

上記より長さを短くする場合には、十分な厚さの柱形状の控壁とし、横筋をフープとして設けるなど、配筋についても考慮した検討を行うとともに、壁厚については、縦筋の径によるあき及びかぶり厚さが確保されていることを確認する必要があります。

【関係法令等】

建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版 P.324

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 2-8	外壁の内側が非居室の場合の構造方法について
-----------	------------------------------

【内容】

H13 国交告第 383 号では、外壁の内側が非居室の場合は、当該非居室とその内側の居室等の間の壁で防護すれば良いことになっているが、居室への入口等の開口部はどのように設計すれば良いか。

【取扱】

外壁の内側の非居室と居室の間の壁で防護する場合は、当該間仕切壁を規定上の「外壁」とみなし、土石等の指定外力が作用するものとして設計することとなります。

上記「外壁」に設ける居室への入口は、「外壁」に設ける開口部としての扱いとなりますが、仕様規定では、開口面積 100 cm²の以下の周囲に 12mm 以上の補強筋を配置した吸気口又は排気口しか許容されていませんので、結果、この「外壁」は構造計算により安全性を確認する必要があります。

また、土石等の力の方向に直交して居室への入口を設ける場合であっても、土石等の回り込みや堆積を考えると通常の建具では極めて危険と考えられるので、十分な耐力を有するものとしてください。

なお、居室を有する階であれば非居室であっても人が居る可能性は少なくないので、上記のような扱いは規定上、許容されているものですが、推奨できるものではないと考えます。出来る限り外壁での対策をお願いします。

【関係法令等】

令第 80 条の 3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

H13 国交告第 383 号第 2 第一号イ（1）（ii）ただし書き（居室のない階等の例外）

2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書 P. 221

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 2-9	1階の駐車場や、屋外階段に令第80条の3の対策は必要か
-----------	------------------------------------

【内容】

1階を駐車場とする場合や、外部に屋外階段を設ける場合、令第80条の3の対策は必要か。

【取扱】

1階のすべてが外気に開放され、駐車場とする等、階全体として通常人が滞在する用途に供されない場合は、外壁等により階を防護する必要はないものとして取り扱います。

ただし、駐車場の他に1階部分に玄関、エントランス等の屋内的空間を設ける場合は、当該部分については、令第80条の3への適合を推奨します。

なお、上記により1階の駐車場等に外壁等を設けない場合であっても、柱等に作用する土石等の力に対し建物が安全であるか確認を行う必要があります。その場合、仕様規定は適用できませんので、構造計算によることとなります。

また、屋外階段については、防護しないことにより居室部分に土石等が流入する場合を除き、原則として令第80条の3への適合は求めないものとします。

【関係法令等】

令第80条の3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

H13国交告第383号第2第一号イ（1）（ii）ただし書き（居室のない階等の例外）

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 2-10	門・塀と外壁を併用して良いか
------------	----------------

【内容】

敷地上，土石等が流れてくる側にしか入口を設けられない。全体的には門・塀で対策をするが，入口のため塀を設けられない部分を外壁で対策すること（門・塀と外壁を併用すること）は可能か。

【取扱】

門・塀と外壁を併用することにより，土石等を一つの面として対策できない部分が生じますが，土石等の回り込み等を考慮し，土石等が流れてくる方向に対して門・塀と外壁を重なる部分を設ける等，有効に土石等を遮ることができる場合は支障ないものとして取り扱います。

【関係法令等】

令第 80 条の 3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 2-11	四号建築物と令第 80 条の 3 の門・塀の基礎や控壁を一体化することの是非について
------------	---

【内容】

四号建築物について、計画上、門・塀により令第 80 条の 3 を満足させるが、建築物と近接するため、基礎や控壁を一体化した場合、三号建築物等として構造計算が必要となるか。

【取扱】

門・塀の構造部分が、四号建築物の地震力を負担するものでなければ、四号建築物として扱います。

なお、H13 国交告第 383 号の各仕様規定の「基礎の構造方法」の適用は、「土石等による外力に抵抗する部分（外壁及び基礎）に限られ、ここに規定されている部分以外に関しては、令第 38 条及び H12 建告第 1347 号によることができるが、そのような形式の基礎、根入れ深さ等を含め、特に検討を加えない限り異種基礎となり、構造計算によって安全性を確かめる必要があることから、通常は 1 棟の建築物の基礎には同一の構造方法を用いることを原則とする。」（「2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書」P. 222）とされていますので、留意してください。

また、木造の四号建築物の一部外壁を RC 造とする場合でも、当該外壁を土圧のみを受ける壁とし、自重や地震力等の諸荷重は木造部分で処理する計画であれば、四号建築物として扱います。

【関係法令等】

令第 80 条の 3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

H13 国交告第 383 号第 2 第一号イ（3）等（基礎の構造方法）

「2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書」P. 222

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 2-12	(急傾斜) レッド区域内のがけの中腹に建築する 場合の補強方法等について
------------	---

【内容】

レッド区域内のがけの中腹に建築する場合、どのように補強等を行えば良いか。

【取扱】

土砂災害防止法の区域指定基準上、原則として斜面部分のレッド区域には、土石等の力は指定されていませんが、基礎調査を踏まえて区域指定がされていることを踏まえ、次のように扱います。(次ページ図も併せて参照してください。)

- (1) がけ下になる部分については、がけ上からの力として、がけの下端位置の移動の力及び堆積の力(=区域指定された力の最大の大きさ及び高さ)を採用すること。(別の根拠等により、設計者から外力等が提示できる場合は、これによることも可。)
- (2) がけ上になる部分については、杭等によりがけの崩壊によっても建築物が支持されるよう、適切に補強すること。(住宅の場合は、がけの状況によって、がけ条例の認定が必要になる場合があります。)

なお、①特定開発行為の許可が必要となる場合や、②造成等により土砂災害防止法による区域指定の見直しが行われ敷地に外力が指定される場合、③宅地造成等規制法第8条の許可が必要となる場合等、他法令による制限等がある場合は、別途関係機関と調整してください。

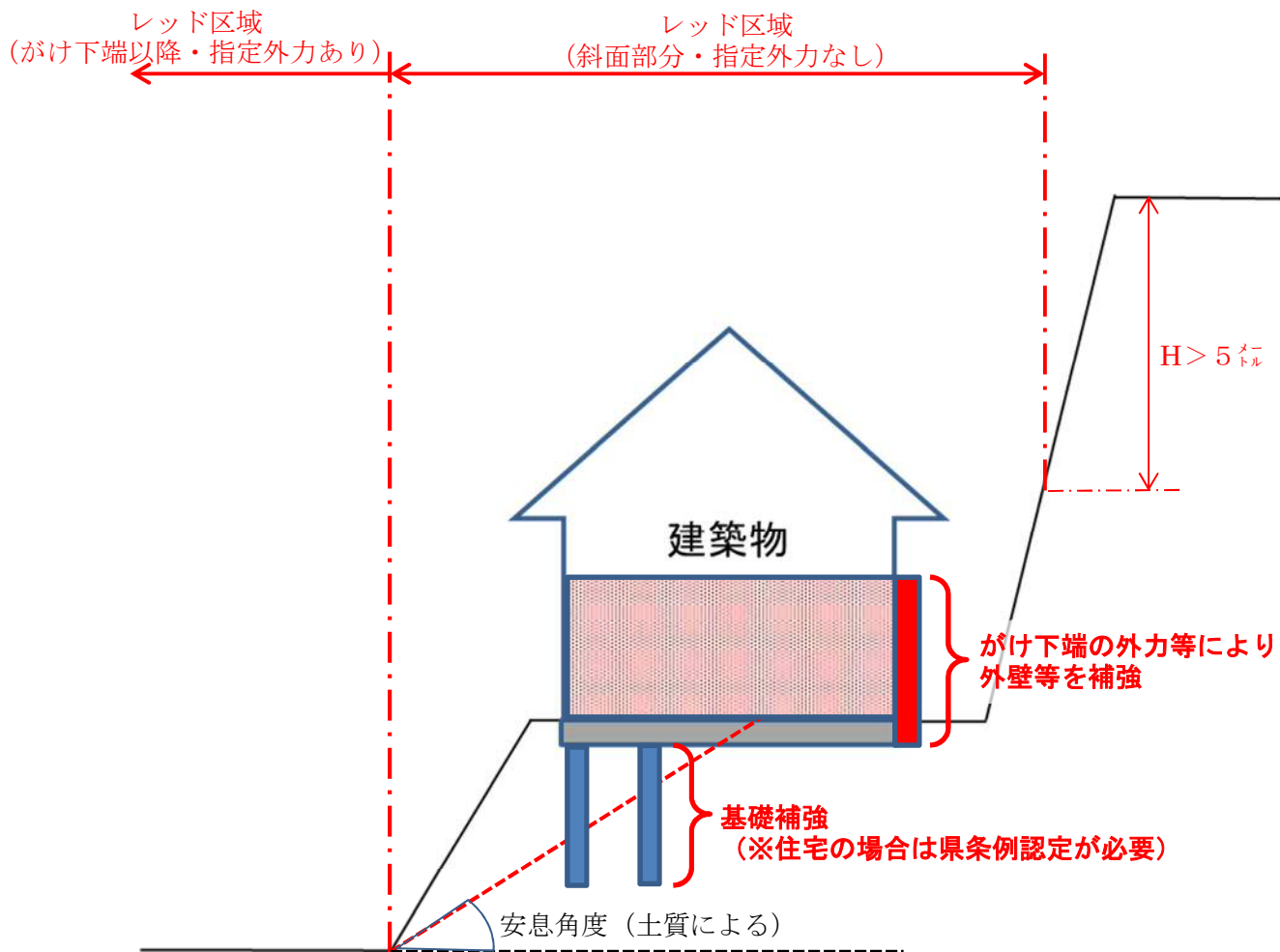
【関係法令等】

令第80条の3 (レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法)
建築構造審査・検査要領—実務編 審査マニュアル—2018年版 P.318～319

【履歴】

平成31年1月25日決定

(レッド区域内のがけの中腹に建築する場合の補強例)



取扱 2-13	同一敷地内の別棟の既存建築物により遮蔽される場合、令第80条の3の対象外として良いか
------------	---

【内容】

増築の際、敷地内に別棟の既存建築物（令第80条の3不適格建築物）があり、これによって増築建築物が土砂災害から遮蔽されている場合は令第80条の3の適用はなくて良いか。

【取扱】

棟別の既存建築物で、構造計算等により土砂災害による力から増築建築物を有効に防護できることが確かめられたものであれば、可とします。（同一棟の増築の場合は令第137条の2等に従ってください。）

この既存建築物が令第80条の3不適格建築物でも同規定への適合義務はありませんが、外壁以外（＝内部壁等）で防護する場合は、既存建築物の被害は許容することになりますので、建築主の方や関係者にこの旨を説明し、出来る限り外壁部分や待ち受け擁壁で対策を講じてください。

なお、広島県内では、一部市町を除き、既存建築物の改修助成制度を設けています。

→<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/doshakaishu01.html>

また、この既存建築物を撤去した場合は、別途増築建築物を令第80条の3の規定に適合させる必要があることに留意してください。

【関係法令等】

令第80条の3（「衝撃が作用すると想定される部分に限る」）

【履歴】

平成31年1月25日決定

取扱 2-14	外壁の高さを指定された土石等の高さより低くしても良いか
------------	------------------------------------

【内容】

規定上、土石等の力に対する外壁等の高さについて定めがないが、土石等の高さより低くすることは可能か。

【取扱】

レッド区域で指定される土石等の力は通常の建物の外壁耐力を上回るものとして示されたものですので、土石等の力に対する外壁等の高さを土石等の高さ以下にした場合、結果的に当該外壁等の高さ以上の部分で令 80 条の 3 の規定を満たさないこととなります。

土石等の力に対する外壁等の高さは、指定された土石等の高さ以上とする必要があります。

なお、平屋の場合で堆積する土石等の高さが建物高さを超える場合は、最大の力の大きさを減じることができませんが、その場合、屋根に土石等が堆積することになりますので、屋根の強度についても検討が必要となります。

【関係法令等】

令第 80 条の 3（レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法）

H13 国交告第 383 号第 2 第一号イ（1）等（外壁の構造方法）

「2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書」P. 221

「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル」P.41,42

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定

取扱 2-15	外壁や門・塀の設計に衝撃力緩和係数を考慮することは可能か
------------	------------------------------

【内容】

特定開発行為の許可基準では、待ち受け式擁壁の場合に衝撃力緩和係数 ($\alpha = 0.5$) を土石等の移動の力に乗ずるようになっているが、令第 80 条の 3 の場合も同様と考えて良いか。

【取扱】

令第 80 条の 3 では、指定された土石等の移動の力により、仕様規定又は構造計算により安全性を確認することとされているため、衝撃力緩和係数を乗ずることはできません。

【関係法令等】

令第 80 条の 3 (レッド区域内に居室を有する建築物の構造方法)
H13 国交告第 383 号第 2 第一号イ (1) (外壁の構造方法) 等
「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル」 P.70

【履歴】

平成 31 年 1 月 25 日決定